

第 3 7 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第37回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月14日（火）午後3時00分～3時40分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（6人）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員（0人）・推進委員（0人）

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第124号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第125号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第126号 会津坂下農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第127号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡

事務局次長 佐藤 良二郎

農地管理係長 長峯 麻美

係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。 それでは、第37回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第119号の農地法第3条の案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第120号の農地法第5条の宅地分譲用地とする転用の許可申請は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第121号の現況確認証明については、申請者に対し非農地であることの証明書を交付済みです。 次に議案第122号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、6番 木村委員、7番 渡部委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第37回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

	次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	日程第 3 報告第 37 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1 号から 3 号は公社と借受者の解約であり、本日の議案第 127 号でご審議いただきますが、当該農地はこれまでの借受者が営む法人へ再転貸することとなります。 次に 4 号は公社との契約を借受者が解約するものであり、本日の議案第 127 号でご審議いただきますが、同じ地区の認定農業者である法人へ再転貸することとなります。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 123 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 本件は、譲渡人は県外在住で管理が難しい状況であることから、近くを所有し耕作している譲受人へ所有権移転するものです。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	調査の結果を報告します。譲受人へ 7 月 6 日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に事務局より調査報告をお願いします。
事務局	譲渡人へ 7 月 10 日電話にて議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 本件は、令和 7 年 12 月 19 日に開催された第 30 回農業委員会総会議案第 101 号にて堆肥保管置場及び農業用機械置場として転用を許可されましたが、中東情勢の不安定により資材の確保が困難であり工事スケジュールが変更となったことから、事業計画変更申請書が提出されたものです。工事期間が令和 8 年 12 月 31 日までに変更となりました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	議案第 125 号「農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 農地法第 18 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をしようとする日、及び農地の所在は議案書に記載のとおりです。本件は、貸手が借手に対し再三の督促及び催告書を送付しても令和 7 年度の賃借料が支払われないことから、契約の解除をしようとするものです。契約上当然に守らなければならない義務を怠ったため、契約の解除は致し方ないと思われます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は許可適当と認め、県に進達することに決しました。
議長	議案第 126 号「会津坂下農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	本件は農用地区域の用途を農業用施設用地に変更するものです。既存の農業用倉庫が手狭となったことから、申請人の親族が所有

	し、既存の農業用倉庫に隣接する当該申請地に農業用倉庫を建築するため、変更申請がありました。変更後も農作業の効率化や総合的な土地利用に支障がないと思われます。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
9 番 五十嵐委員	調査の結果を報告します。7 月 9 日事務局とともに現地を確認し、議案書に記載のとおり問題ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	議案第 127 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） まず、一括方式からご説明いたします。 1 号は公社が若宮地区の田 4,561 m²を借入れ、2 号は公社が若宮地区の田 2,187 m²を借入れ、3 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 4 号から 10 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。4 号から 9 号までは公社が金上地区の田 38,542 m²、広瀬地区の田 13,281 m²を借入れ、10 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 11 号は公社が広瀬地区の田 7,012 m²を借入れ、12 号の広瀬地

	区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 13 号は公社が広瀬地区の田 23,060 m²を借入れ、14 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。 次に 15 号は公社が川西地区の田 32,113 m²を借入れ、16 号は公社が川西地区の田 1,006 m²を借入れ、17 号の川西地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 18 号から 22 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。18 号から 21 号までは公社が川西地区の畑 5,449 m²を借入れ、22 号の喜多方市の認定農業者である法人へ集積します。 次に 23 号は公社が川西地区の田 881 m²を借入れ、24 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 次に 25 号は公社が八幡地区の田 670 m²を借入れ、26 号は八幡地区の田 4,372 m²を借入れ、27 号の若宮地区の認定新規就農者へ集積します。 次に 28 号から 31 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。28 号から 30 号までは公社が高寺地区の田 8,561 m²を借入れ、31 号の認定農業者である法人へ集積します。 次に再転貸についてご説明いたします。47 ページをお開きください。 1 号及び 2 号は法人化に伴う再転貸です。 3 号は川西地区の認定農業者が耕作していましたが、効率的営農のため、喜多方市の認定農業者である法人へ再転貸するものです。 4 号は川西地区の農業者が耕作していましたが、高齢のため、川西地区の認定農業者である法人へ再転貸するものです。 次に所有権移転についてご説明いたします。55 ページをお開きください。 1 号は公社が広瀬地区の田 9,265 m²を買い入れ、2 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ売り渡します。
議長	まず一括方式から審議いたします。 1 号から 3 号案件について関連がありますので、一括して担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	1 号から 3 号案件について調査の結果を報告します。1 号 2 号貸手、3 号借手へ電話、訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いあり

	ませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 3 番 渡部委員の退場を命じます。 ⇒ （渡部委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	3 番 渡部委員の入場を認めます。 ⇒ （渡部委員入場）
議長	次の案件は関連がありますので、4 号から 10 号案件について、 それぞれの担当委員より調査報告を求めます。 まず、金上地区 齋藤推進委員より調査報告をお願いします。
金上地区 齋藤推進委員	調査の結果を報告します。5 号 6 号 8 号貸手、10 号借手へ 7 月 12 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査した ところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に広瀬地区 橋本推進委員より調査報告をお願いします。
広瀬地区 橋本推進委員	調査の結果を報告します。9 号貸手へ 7 月 7 日電話にて設定面 積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記 載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に事務局より調査報告をお願いします。
事務局	4 号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありません

	でした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 11 号、12 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	調査の結果を報告します。11 号貸手、12 号借手へ 7 月 6 日電 話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ 議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 13 号、14 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 橋本推進委員	調査の結果を報告します。14 号借手へ 7 月 7 日電話にて設定面 積、設定期間、賃借料等について調査したところ議案書に記載

	のとおり間違いありませんでした。
議長	次に事務局より調査報告をお願いします。
事務局	13 号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので、15 号から 17 号案件について、一括して事務局より調査報告をお願いします。
事務局	15 号 16 号の貸手、17 号の借手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次の案件は関連がありますので、18 号から 22 号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。
4 番 永山委員	調査の結果を報告します。18 号 21 号貸手へ 7 月 4 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に事務局より調査報告をお願いします。
事務局	19 号 20 号の貸手、22 号の借手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 23 号、24 号案件について、担当委員より調査報告を求めます。
4 番 永山委員	調査の結果を報告します。23 号貸手へ 7 月 4 日訪問にて、24 号借手へ 7 月 3 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
議長	《挙手全員》 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので、25号から27号案件について、担当委員より調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	調査の結果を報告します。25号貸手、27号借手へ7月12日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に事務局より調査報告をお願いします。
事務局	26号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
議長	《挙手全員》 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので、28号から31号案件について、担当委員より調査報告を求めます。
5番 渡辺委員	調査の結果を報告します。28号30号貸手へ7月10日電話にて、29号貸手、31号借手へ7月12日訪問にて設定面積、設定期間、

	賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。 ⇒ （藤川推進委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。 ⇒ （藤川推進委員入場）
議長	次に再転貸に移ります。 1号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	3 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	4 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次に所有権移転に移ります。 1号、2号案件について担当委員の調査報告を求めます。
8番 五十嵐委員	調査の結果を報告します。1号売手へ7月11日訪問にて、2号買手へ7月11日電話にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第37回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和8年7月14日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員